



福岡県医発第 2718 号 (地)

平成 25 年 2 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

福岡県国民健康保険団体連合会における
平成 25 年度診療報酬請求等の支払日について

今般、福岡県国民健康保険団体連合会より平成 25 年度の診療報酬請求等の支払日を別表の通りとする旨、通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) オンライン請求または電子媒体による請求の届出を行った保険医療機関または保険薬局（以下「医療機関等」という。）に対する診療報酬等の支払いについては、平成 24 年度より原則として請求月の翌月 20 日支払いとなっており、紙レセプト請求の医療機関につきましては、月末の支払いとなっております。
- 2) 本通知につきましては、福岡県国民健康保険団体連合会より別途医療機関等に通知されます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

福国保連第 227 号

平成 25 年 2 月 15 日

福岡県医師会

会長 松田 峻一良 様

福岡県国民健康保険団体連合会

理事長 安丸 国勝



平成 25 年度診療報酬請求等の支払い日について（お知らせ）

平素から本会の事業運営につきまして格別のご高配をいただき感謝申し上げます。

さて、オンライン請求又は電子媒体による請求の届出を行った保険医療機関又は保険薬局（以下「医療機関等」という。）に対する診療報酬等の支払いについては、請求省令の一部改正に基づき、原則として請求月の翌月 20 日支払いとなります。

平成 25 年度診療報酬請求等の支払日は、別表のようになります。

紙レセプト請求の医療機関等は従来どおり月末の支払いとなりますのでご留意いただきますようお願いいたします。

なお、診療報酬請求等の支払い日について、別途医療機関等あて送付することとしておりますのでお知らせいたします。



各医師会通知

平成 25 年度診療報酬請求等の支払日

請求年月	支 払 日	
	電子レセプト請求 医療機関等	紙レセプト請求 医療機関等
平成 25 年	平成 25 年	平成 25 年
3 月請求分 (2 月診療分)	4 月 22 日 (月曜日)	4 月末日
4 月請求分 (3 月診療分)	5 月 20 日 (月曜日)	5 月末日
5 月請求分 (4 月診療分)	6 月 20 日 (木曜日)	6 月末日
6 月請求分 (5 月診療分)	7 月 22 日 (月曜日)	7 月末日
7 月請求分 (6 月診療分)	8 月 20 日 (火曜日)	8 月末日
8 月請求分 (7 月診療分)	9 月 20 日 (金曜日)	9 月末日
9 月請求分 (8 月診療分)	10 月 21 日 (月曜日)	10 月末日
10 月請求分 (9 月診療分)	11 月 20 日 (水曜日)	11 月末日
11 月請求分 (10 月診療分)	12 月 20 日 (金曜日)	12 月 27 日 (金曜日)
12 月請求分 (11 月診療分)	平成 26 年 1 月 20 日 (月曜日)	平成 26 年 1 月末日
平成 26 年		
1 月請求分 (12 月診療分)	2 月 20 日 (木曜日)	2 月末日
2 月請求分 (1 月診療分)	3 月 20 日 (木曜日)	3 月末日

- ・オンライン請求又は電子媒体による請求の届出を行った保健医療機関又は保険薬局以下「医療機関等」という。) に対する診療報酬等の支払いについては、請求省令の一部改正に基づき、原則として請求月の翌月 20 日支払となります。(20 日が土日、祝日の場合は、翌日となります。)
- ・紙レセプト請求の医療機関等は従来どおり月末の支払となります。(月末が土日、祝日の場合は、その前日となります。)